

琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会（第１回）の概要について

- | | |
|---------|--|
| 1 開催日時： | 平成 26 年 8 月 14 日(木) 15:00～17:00 |
| 2 場 所： | 関西広域連合本部事務局大会議室 |
| 3 出席者： | 中川博次委員(座長)、中村正久委員(副座長)、角哲也委員、
多々納裕一委員、津野洋委員、中川一委員 |
| 4 議 事： | 研究会趣旨説明、座長・副座長の選出、研究会の進め方 |

(1) 研究会趣旨説明

- 本部事務局より当研究会を設置した背景、趣旨について説明がなされた。また、流域対策の先進事例として、兵庫県の総合治水条例および滋賀県流域治水の推進に関する条例について、両県担当者から説明がなされた。

(2) 座長・副座長の選出

- 研究会座長には中川博次委員（京都大学名誉教授）、副座長には中村正久委員（滋賀大学環境総合研究センター教授）が選出された。

(3) 研究会の進め方

- 平成 26 年度には、治水・防災に関する課題を主として整理することとする。この際、淀川水系河川整備計画の事業は織り込み済みのものとして、流域が抱える課題を整理することとする。また、利水・環境等に関する議論、および、統合的流域管理や流域対策のあり方に関する議論は、構成府県市の合意のうえ、平成 27 年度以降に行う。
- 当研究会設置の提唱者であり、研究者・知事としての実績と豊富な知見を有する嘉田由紀子顧問（前滋賀県知事）を次回研究会から招聘し、座長の要請に応じ助言を求めることとする。
- 今後、流域市町村の意見を聴く機会を設ける。まず、流域内市町村の認識している課題について事務局で意見照会をし、その結果を研究会に報告させることとする。
- 次回研究会では、平成 25 年の台風 18 号災害の概要および流域の河川整備の状況について情報共有する。この際、近畿地方整備局にも出席を依頼し、直轄河川に関連する情報提供をお願いすることとする。
- 次回研究会は、9 月 29 日(月)13:00～15:00 に開催する。

(主な発言内容)

中川博次座長（京都大学名誉教授）

- ・ 地方自治体では、都市行政・建築行政・河川行政を一体的に、それぞれ特色を出しながら行っていけることにメリットがある。
- ・ ただし、防災・減災対策を考える場合、自治体が一方的に実施するのではなく、国の治水事業の効果を織り込んだうえで、さらにそれを充実させるというスタンスでやっていくべきである。
- ・ 実証された知恵や手法のサンプルについて、広域連合が号令一下それらを実施するというよりも、効果があると思うものを各自治体でピックアップして、それらを活かしていくというのが本来あるべき姿と思う。色々なメニューやレシピから、それぞれの府県や自治体にピックアップしてもらうというところで、研究会の議論は非常に貢献すると思う。
- ・ 琵琶湖・淀川水系で考えると、琵琶湖が下流淀川全体に及ぼす影響は決定的である。下流は好きに水を使って垂れ流しているだけでいいわけではなく、琵琶湖の保全・再生に役立てる何かがあるわけで、広域連合に参加する各自治体がそれに向かって結束する、という認識がないとダメだと思う。進んでよいことを取り上げて、どんどん普及させることによって、新しい防災文化が育っていくと思う。
- ・ いい事例、あるいはこれから当然あるべきアダプションだと思うと、各自治体でピックアップして条例化などが進められる。そういったことによって、全体としての力が出てくるということが、広域連合のあるべき姿かと思う。
- ・ 各府県から出られているみなさんが「丁稚の使い」のようになってはならない。主体的に各府県に返せるような果実が出てこないといけないと思う。
- ・ 防災・減災を議論するときにどこを眺めているかが重要である。琵琶湖総合開発により確かに様々な機能は高まったが、環境や生態系などにプラス側に作用しているどうか。琵琶湖自体の周辺の変化もある。それらにどう対処していくのかということも踏まえて、治水・防災の議論を進めていく必要がある。
- ・ 例えば、琵琶湖水位を低下させることで魚類の産卵に影響を与えるという議論がある。そういうことも議論していったら、総合的な面から問題を認識していかなければ不十分になってしまう。

中村正久副座長（滋賀大学環境総合研究センター 教授）

- ・ 各府県・市町村の取り組みを具体的に事例にしながら、広域圏全体でいろいろな形で取り組んでいくということは、今までできなかったこと。
- ・ 近畿地方整備局での整備計画の議論や、水循環基本法に基づく水循環基本計画などとの関係もある中で、当研究会の議論が、一般の方々にどのように関わってくるのかが分からなければ、単なる仲間内だけの議論になってしまう。この研究会での議論は、具体的に展開して、一般の府県民レベル・市町村レベルで恩恵を受けるということを明らかにしていった方がいい。
- ・ 治水の議論は、生態系の問題など今後議論される環境にも密接に影響する。「なが

す」「ためる」は、環境面でプラスの面もあればマイナスの面も出てくると思う。これからチャレンジしていくことなので、利水・環境を議論する研究会の後半部分でも、きちんとフォローをしていただきたい。

- ・ こっちではうまくいくが、そっちではうまくいかない、そのような状況をどう乗り越えるのか、最終的にどうしていくのかという議論があるとよいと思う。

角哲也委員（京都大学防災研究所 水資源環境研究センター 教授）

- ・ 兵庫県・滋賀県の説明にもあったような先進的な取り組みをシェアして広げてゆき、それぞれが管理をしてそれぞれの地理にあった形でアレンジしていくということが大事ではないかと思う。
- ・ 昨年の台風18号では京都府南部でため池の決壊があり、ローカルであったが浸水被害が生じた。そこに施設があること自体がリスクとなる実態が認識された。
- ・ 兵庫県の「ためる」取り組みは、農業用ため池を治水に活用するという一方で、リスクがあるものをプラス側のものとして利用していく取り組みである。ため池管理者の理解をどのように得ているのか、取り組みを進めていくための仕組みと財源をどのように整備していくのかなど、関心を持って聞かせていただいた。他でも同様の課題を抱えていると思うので、どういう形で乗り越えて制度が実現化されているのかということについて共有するのは極めて重要であると思う。
- ・ 次年度、利水・環境を扱う場合には、琵琶湖・淀川から関西圏が水資源としての恩恵を受けているという現状評価に加えて、地震なども含めた様々な広域的なリスクを評価して、いざというときどのように連携していくのかということを含めて今のうちから想定して備えておくことが重要である。例えば、京都市は琵琶湖疏水からの水を利用しているが、琵琶湖の長期的なリスクは、京都を含めた下流淀川における水資源としてのリスクであるということも考えていく必要がある。利水・環境の議論は来年度以降になると聞いているが、利水を考えると広域的な話となるので、そこを意識して議論していただきたい。

多々納裕一委員（京都大学防災研究所 社会防災研究部門 教授）

- ・ 兵庫県から説明のあった「ためる」対策と、滋賀県から説明のあった被害を受ける側での対策は、補完的な話なので全体として方針に活かしていただきたい。
- ・ 都市再生特別措置法が改正され、コンパクトシティの形成に向けた法令が整った。その中で、災害に対する安全性が重要なポイントとなっており、国では河川担当部局も含めて横断的に議論されている。そういった議論を関西広域連合でやらないのはもったいない。
- ・ 総合的に流域を管理しようと思うと、「流域の管理者」という概念が必要となってくるかも知れない。そのような議論もひとつの内容として考えていただきたい。
- ・ 防災・減災プランには、「住民の避難行動や住まい方に資する水害リスク情報の提供」が謳われており、さらに「統一的な情報発信を行う」とされている。理想形としては「地先の安全度」のようなものが作られるべき。
- ・ 滋賀県・大阪府・兵庫県ではそれぞれ工夫してシミュレーションをやられている。

そういった中で、関西ではやろうと思えば、「地先の安全度」のような統一的な物差しを用意できると考えている。統一的な物差しができれば、土地利用規制や流木対策などの流域内の各対策によって、地先の安全度レベルでどのような効果が得られるのか、琵琶湖・淀川全体を通じて評価することができるので、検討いただきたい。

津野洋委員（大阪産業大学 人間環境学部生活環境学科 教授）

- ・ まず、各地域で完結する話と流域全体で取り扱った方がよい話があり、それらを分けて議論すべきである。次に、先進的な取り組みを共有して、できるところをお互いに助け合いながらよりいいものを作っていくという観点がある。
- ・ ただし、各地の条件や要素が異なるため、各自治体が先行事例をそのまま適用するのは難しいと思う。例えば、「地先の安全度」の考え方を大阪に持ってきても、滋賀県のやり方そのままでは役に立たないと思われるので、大阪用に作り変える必要がある。考え方や理念が「いいものである」という共通認識ができればそれでよいだろうと思う。
- ・ また、小さな自治体で、テクニックを自分のところで開発できないところは、できたものをみんなで共有しようというやり方がある。
- ・ このように「広域で効果が上がる話」「各地域地域で効果が上がる話」、そうでありながら「情報を共有すれば効果が上がる話」を仕分けして、課題抽出をする方がいいと思う。

中川一委員（京都大学防災研究所 流域災害研究センター 教授）

- ・ 滋賀県や奈良県で実施される「ためる」対策が、下流淀川や大和川にどれくらい効果があるのかをきちんと評価することが大切である。流域全体への効果を理解してもらえれば、取り組みの数も増え、流域にとっての負担も軽減される。
- ・ そういう取り組みを、滋賀・京都・奈良の人々がいい方法だと考えれば、共有して実行すればよい。研究会としても効果のある対策はぜひやってくださいとPRしていく。日本に対するPRにもなり、全国各地で「関西でやっていることを、我々の地域でもやろう」ということに繋がっていく。
- ・ 滋賀県の「地先の安全度」は、従来のハザードマップを超えた「リスクマップ」であり、しかも「地先」である。市町村でこれを作成することは難しいが、府県単位で同じような「地先の安全度マップ」ができればいろいろなことができる。
- ・ 滋賀県では土地利用規制という大きなプロジェクトを実行に移したが、一方、奈良県では流木が問題となっている。洪水が起こった時には、斜面崩壊等を起こして土砂と流木（放置された間伐材など）が一緒に出てくる。これが川をせき止め洪水が溢れて人が命を失うということも起こっている。山の管理についても、流域全体でどのように責任を分担するのか議論すべきと思っている。

（以上）